

令和５年度 第３回大阪市福祉有償運送運営協議会会議要旨

日 時：令和６年３月２６日（火）１４時００分～１５時４５分

場 所：大阪市役所地下１階 第１０共通会議室

出席者：（委員）飯田会長、手嶋委員、小松委員、井田委員、中越委員、森委員、池田委員

中村委員（代理 高山専門官）、岸田委員

（福祉局地域福祉課）

中井連絡調整担当課長、春本地域福祉課長代理、中川担当係長、坂口係員

■ 議 題

- （１）「道路運送法第７９条の２の規定による福祉有償運送の登録に係る協議基準」第３条及び第８条の変更について
- （２）福祉有償運送の登録申請内容等について
（更新２件、変更１件）
- （３）「道路運送法第７９条の２の規定による福祉有償運送の登録に係る協議基準」について

■ 資 料

資料１	協議基準第３条の変更にかかる書類
資料２	協議基準第８条の変更にかかる書類
資料３～４	更新申請書類
資料５	変更申請書類
資料６	協議基準にかかる書類

■ 会議要旨

資料１について

説明

- ・事務局から概要説明
- ・令和５年１２月２８日に、福祉有償運送で収受する対価の取扱いに係る国通達の改正があり、運送の対価について「タクシーの上限運賃の概ね２分の１の範囲内」から「当該地域に適用されるタクシー運賃の約８割」を基準とするよう改正されたことを受け、本協議会の協議基準第３条（収受する対価）における運送の対価の水準を、国通達の基準に合わせてタクシー運賃の約８割の範囲内への変更について説明。

委員意見

- ・特になし

協議結果

- ・協議基準第３条における運送の対価の水準について、国通達の基準に合わせてタクシー運賃の約８割の範囲内とする。

資料 2 について

説明

- ・事務局から概要説明
- ・国においては、昨年度、車両を 5 台以上所有する特定事業所に対して、自動車事故対策機構の実施する一般講習を運行管理者に受講させるよう規定整備がされた。本協議会では、従来から協議基準第 8 条（運行管理）第 3 項において、5 台以上の車両を有する事業者以外の全申請者に対しても講習の受講を定めていたが、府内で同様の基準を設けているブロックはない状況も踏まえ、国の整理に合わせて当該基準を削除するよう提案。

委員意見

- ・特になし

協議結果

- ・協議基準第 8 条第 3 項を削除する。

資料 3 について

説明

- ・事務局から概要説明
- ・申請者から申請内容の詳細説明

委員意見

- ・運送の対価以外の対価について、利用者に対して十分に説明するよう配慮されたい

協議結果

- ・更新について協議が調ったものとする

資料 4 について

説明

- ・事務局から概要説明
- ・申請者から申請内容の詳細説明

委員意見

- ・旅客から収受する対価について、初乗りが 2 km までとなっているが、対価のわかりやすさの観点から、初乗り 1 km までとし、以後 1km ごとの加算にした方がよいのではないか

協議結果

- ・旅客から収受する対価の初乗りを 1 km までにすることを条件に、更新について協議が調ったものとする

資料 5 について

説明

- ・事務局から概要説明
- ・申請者から申請内容の詳細説明

委員意見

- ・旅客から収受する対価について、乗車定員により 3 つの区分にわけているが、タクシーの区分を参考にするなど、対価の設定内容を見直した方がよいのではないか

協議結果

- ・ 旅客から収受する対価について、タクシーの区分を参考にするなど、対価の設定内容を見直すことを条件に協議が調ったものとする

資料 6 について

説明

- ・ 事務局から概要説明
- ・ 登録の申請事業者から本協議会の協議基準におけるローカルルールを見直すよう検討してほしいとの申出があったことから、協議基準第 6 条における適性診断の取扱い及び第 5 条におけるセダン車の取扱いについて、申出内容及び本協議会におけるこれまでの考え方などを説明。

委員意見

- ・ 大阪市の交通事情や大阪府内他ブロックの状況を勘案すると、適性診断の受診結果については、引き続き提出を求めたほうがよい。
- ・ セダン車の利用については、移動制約者の状況から真にセダン等による移送を必要としているかの確認のために協議を経ることとし、理由の確認のため理由書の提出を求めた方がよい。

協議結果

- ・ 協議基準の見直しは行わず、引き続き、適性診断の受診結果及びセダン車使用の理由書について提出を求めるものとする